

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟の設置）に係る面談
2. 日時：令和2年9月24日（木）10時00分～10時45分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
澁谷企画調査官、伊藤係長
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当1名（テレビ会議システムによる出席）
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
担当5名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟の設置）について、資料に基づき説明があった。
 - 放射性物質分析・研究施設第2棟（以下「分析第2棟」という。）で使用を想定している標準試料について
 - ✓分析第2棟では、燃料デブリ等の分析・試験において、分析装置の校正等の目的で以下の標準試料を少量使用することを想定している。
 - ・ U-233 標準試料
 - ・ 天然ウラン標準試料
 - ・ Pu-242 標準試料
 - ・ ペレット等の濃度既知の未照射燃料
 - ✓各標準試料の使用用途、取扱場所・方法、保管場所・方法、保管時の性状
 - ✓現状の変更認可申請書には上記標準試料に係る記載がないため、補正申請により記載を追加する予定である。
- 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認するとともに以下についてコメントした。
 - 標準試料として U-233 標準試料及び Pu-242 標準試料を選択した理由を説明すること。
 - 未照射燃料として具体的にどのようなものを想定しているか説明すること。
 - 分析第2棟で使用する予定の上記標準試料及び放射性同位元素（RI）について、核種及び使用量を説明するとともに、実施計画に記載すること。

6. その他

資料：

- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について（標準試料について）